

市川市雇用促進奨励金 交付制度のご案内

公共職業安定所等の紹介により雇い入れた障害者が、それぞれ以下の条件全てに合致した場合、事業主の皆様には奨励金を交付します。また、申請書類等につきましては、市から申請時期に通知いたします。

ただし、市川公共職業安定所以外の公共職業安定所等の紹介による場合は、通知できませんので、担当部署までご連絡ください。

1. 共通の交付要件

- (1) 雇用時に市川市に居住し、申請時まで引き続き市内に住民登録をしている。(※1)
- (2) 公共職業安定所、地方運輸局または職業紹介事業者(※2)の紹介により採用している。
- (3) 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の支給決定を受けている。
- (4) 対象労働者について、奨励金の交付を受けたことがない。

※1 配偶者からの暴力の防止その他特別の事情により市川市に住民登録をすることが困難であると市長が認めるときは、市内居住の事実を確認して判断します。

※2 職業紹介事業者とは、特定就職困難者雇用開発助成金の支給にかかる同意書を労働局に提出し、職業安定局長が定める標識を事務所内に掲示している有料・無料職業紹介事業者をいいます。この場合は、市内の事業所で雇用した場合に限ります。

2. 対象労働者と交付額

対象労働者	交付額と交付回数
身体・知的障害者(45歳未満)	月額2万円、6ヶ月ごとに2回交付
身体・知的障害者(45歳以上)	
精神障害者	
長時間労働重度障害者	月額2万5千円、6ヶ月ごとに3回交付
短時間労働重度障害者	月額2万円、6ヶ月ごとに2回交付

3. 雇用日から交付対象期間の計算方法及び申請期間

- (1) 起算基準日 ① 1日から15日の間に雇用した場合、同じ月の16日
② 16日から末日の間に雇用した場合、翌月の1日
- (2) 起算日(奨励金の交付開始日)…起算基準日から対象区分ごとに計算した日
- (3) いずれの対象区分も起算日から6カ月経ったときに申請できます。(60日以内)

4. 対象労働者と起算日

1週あたりの勤務時間	対象労働者	障 害	企業規模 ※3	起算日 (起算基準日 から…)	備 考
30時間以上	身体・知的障害者 (45歳未満)※4	普 通 障 害	大企業	1年後	
			中小企業	2年後	
	身体・知的障害者 (45歳以上)※4	普 通 障 害	大企業	1年半後	
			中小企業	3年後	
	精神障害者	/	大企業	1年半後	
			中小企業	3年後	
長時間労働 重度障害者	重 度 障 害	大企業	1年半後		
		中小企業	3年後		
20時間以上 30時間未満	短時間労働 重度障害者	重 度 障 害	大企業	1年後	
			中小企業	2年後	

※3: 企業規模は下記参照

※4: 45歳未満と45歳以上は雇用した日の年齢で区分します。

5. 中小企業は、業種ごとに下記の表に該当するもの。(大企業は、中小企業以外のもの)

産業分類	資本または出資額	常時雇用する労働者数
小売業・飲食店	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

6. 全般的注意事項

- (1) 1回目の申請が交付決定されない場合、2回目以降の申請は出来ません。
- (2) 各対象者の勤務時間について、6ヶ月勤務した場合、実働時間を26週で割り返して計算します。(勤務した月数により、基準時間が変わります。)
その結果、各対象者の1週あたりの勤務時間数を超えることが条件となります。

◎詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

市川市 経済観光部 商工課 雇用労政グループ
〒272-0023 市川市南八幡2-20-1 市川市勤労福祉センター 2階
電話 047-704-4131/FAX 047-370-5205